

八議総第 11 号
平成 25 年 9 月 13 日

八雲町議会議長 小林 信雄 様

総務常任委員会委員長 佐藤 智子

委員会調査報告書

本委員会が、平成 23 年 12 月 16 日第 4 回定例会において閉会中の所管事務継続調査の決定を受けた次の事件(調査事項)について、この度、調査が終了しましたので、次のとおり八雲町議会会議規則第 75 条の規定により報告いたします。

記

- 1 事件(調査事項) 「防災に関すること」
- 2 調査の経過 別紙のとおり
- 3 調査結果 以下のとおり

(1) 津波防災に関すること

(ア) 津波ハザードマップ、防災マップ津波浸水予測図に関する調査

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震を教訓に、八雲町でも北海道が平成 24 年 6 月に公表した「北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図」を基に平成 25 年 5 月『八雲町津波ハザードマップ』を作成し、八雲地域に全戸配布されました。

また熊石地域の『防災マップ津波浸水予測図』は、北海道が平成 22 年 3 月に公表した「津波シミュレーション(北海道日本海沿岸)」を基に作成し、全戸配布されました。

どちらも、津波浸水予測範囲が色分けされ、想定津波発生から第一波が到達するまでの時間の目安が表記されるなど、とてもわかりやすい内容となっています。更に、防災マップ、ハザードマップと共に主な施設にも、その建物の標高がわかるように表示され、町民一人ひとりが、いざという時にはどこに避難すべきかを考えられる環境となっています。

この防災マップ・ハザードマップが、より町民に理解を得られるように、町として各町内会で説明会を実施するなど、町民の意識の向上にも努力されています。

しかし、万が一津波が起きた場合、町としては全体の把握や対応は出来ても、高齢者や障がいを抱える方たち一戸一戸の援助や支援にまで手が及ばず、そこは各町内会や隣近所の協力が欠かせません。そのため、このマップが十分に活用されるためにも、町内会や隣近所、サークル、職場などの集まりで日常的に津波に対する会話がなされ、意識の中に浸透する事が大切です。

更に、そのことをもとに、町内会毎に避難訓練などを行い、課題や工夫すべき点などを見つけておく事で、いざという時は少しでも慌てずに避難できると考えます。

そこで、総務常任委員会としては、落部連合町内会主催の「地震・津波避難訓練」に参加し、町内会の皆さまと共に避難を体験させていただきました。

- ・ 避難場所に行くまでの道路が急で、高齢者や障がいのある方には、歩くことが困難。車椅子を使用する場合も、介護者1人では難しく2人体制での支援が必要。（事前に介護の分担が決まっていたら災害時には安心）
- ・ 訓練開始合図の消防のサイレンの音が小さく、家の中には聞こえなかったという声や、もっと長く鳴らしたり、数回鳴らすなどの工夫が必要だという声があった。
- ・ 避難後の体調チェックのために、保健師などの担当職員がついていたが、目印がまったくなかったため、災害時には「救護班」「保健係」などの腕章をつけるなど、町職員であることが一目でわかる表示が必要だと感じた。
- ・ 参加した皆さんの感想を聞き、こうした日常的な訓練の大切さを改めて実感した有意義な時間でした。

(イ) 津波避難計画に関する調査

3・11の震災では甚大な被害がりましたが、その中で、日頃から津波に対する訓練を行ない、大きなゆれが発生したら即時に避難するという体制が整っていた地域では、多くの命が救われた事も明らかになりました。そのことを教訓に、津波避難における八雲町の基本的な対応を明確にしておくほか、何よりも、住民自身の津波からの避難に対する高い意識と行動が欠かせません。

そこで、八雲町では、津波対策のうち効果の高い「逃げる対策」を重点課題として推進するため、津波避難のための基本的な計画を作成し、併せて、浸水が予測される全ての地域において、町内会等がより具体的な「地域津波避難計画」を作成するための支援をしていくこととしています。

この「津波避難計画」については、パブリックコメントが行なわれ、以下の意見と回答が公表されています。

(寄せられた意見・・・1件)

・「天災は、忘れたところにやってくる」というようなことわざがあったような気がします。地震（津波）は、明日おきるかもしれないし100年たってもおきないかもしれませんが、常にそれらに対する危機感を持ち続けなければならないでしょう。今回、これらに対する国の考え方等が改められた事により、町（自治体）もそれに添った備えをしなければならないのでしょうか。が、いくら立派な津波避難計画を作成しても、町民の個々が常にどれだけ意識しているかが一番大切な事だと思います。一定の共通する事がないままに危機感の意識だけを持っていてもいざという時には、何も出来ないので一定の基準とか方法等を示す必要があるのは間違いない事だと思います。このたび作成された「八雲町津波避難計画」をいかにして、多くの町民や八雲町に係わる人々に伝えて意識をもってもらえるかが、行政が行わなければならない事のひとつだと思います。「年1回以上実施する」とか「定期的に実施する」というような曖昧ともとれる標記ではなく、「〇〇ごろ実施する」といった具体的計画を作ることが一番だと思います。発生が、昼間なのか夜間なのか夏季なのか冬季なのか、それぞれ人々の行動や対応さらに情報伝達も違ってくると思います。この部分をもっと明確にして、八雲町民だけでなく八雲町に係わる人々に理解される「八雲町津波避難計画」として下さい。

(町の回答)

・ご意見のとおり、計画は作れば終わりということではなく、いかに多くの人たちに理解され防災意識を高めていくかが、これからの課題だと思っています。今後も、町内会等への働きかけや出前説明会などを開催し、防災意識を高めていただくよう取り組んでいきます。 (取扱区分D：今後の参考とするもの)
避難訓練についてであります。災害が発生した場合の避難行動に対し、行政ができることは限られています。「自らの命は自ら守る」という防災の原点に立って、特に、地域や家族との話し合い、地域が主体となった避難訓練の実施が重要だと考えております。また、災害は、昼夜あるいは夏冬関係なく発生しますので、各々の状況に応じて情報伝達、避難体制等を確立していかなければならないと考えております。計画書では、避難訓練を「年1回以上の実施」と表現していますが、これは各々の町内会等の実情に合わせて実施する前提で記載したのですが、9月1日が防災の日になっていますので、第8章2(1)避難訓練の事項を「町内会等と連携し、住民が主体となった避難訓練を防災週間等に合わせ、年1回以上実施する」と、表現を改めることとします。

(取扱区分A：意見に基づき案件に反映(修正)するもの)

災害発生 of 異なる時期の対応につきましては、情報伝達では、本計画にも記載していますが、八雲地域では平成28年度に防災行政無線が運用開始となる予定ですので、既存のエリアメールなどと重層的に対応するとともに、夜間での操作体制も整備していきます。避難行動につきましては、様々な課題がありますので、今後の検討課題とさせていただきます。

(取扱区分D:今後の参考とするもの)

災害からの避難は、どこの地域においても「自分の命は自分で守る」事が基本です。行政としてできることは、避難状況の確認や水や食料の確保、冬期の暖房の確保、病気を抱える方や高齢者、障がいのある方たちへの支援等です。各町内会はもちろん、各家庭でもいざという時のための連絡方法や、居場所の確認の仕方、避難する際の持ち物や避難経路など、日常的に意識し、対応できるよう準備することが大切です。

そのために参考となるよう、この「津波避難計画」が策定されましたので、町内会や職場、サークルなどで大いに活用し、自分達に最も合った避難計画や避難経路、連絡方法を考え、行政と連携しながら安全・安心なまちづくりを、協働の力で作り上げていく事が、災害に対する最も効果的なことと考えます。

議会としても、日頃の議会活動の中で防災に関する意識が少しでも向上されるよう、啓蒙啓発に取り組む必要があります。

(ウ) 洪水ハザードマップ

八雲町では津波被害と共に、大雨による河川の氾濫も大きな問題の一つです。そのため、「洪水ハザードマップ」を作成し、日頃から意識してもらえるよう工夫されています。内容的にも、避難の際の持ち物チェックや、避難時の行動や心構え、避難所での心構えなど、図やカットを用いて、実にわかりやすく表記されています。

しかし、今年7月に起きた中国・四国地方の集中豪雨では、雷や雨の音が大きくて防災無線が聞こえなかった事や、あっという間に浸水してきた事、川の氾濫だけではなく、土砂崩れによる大きな被害があったことなど、様々な課題が見えてきました。「洪水ハザードマップ」でも、河川の水位や雨量などをインターネットでお知らせしたり、携帯電話による災害伝言板なども掲示されていますが、停電になったり、インターネットや携帯が使えない方の場合の課題もあります。その時に、本当に役に立つのは町内会や、隣近所、職場などのマンパワーですので、日頃から、目に留まるところに洪水ハザードマップを設置し、いざという時のシミュレーションが出来ていることが、最も理想だといえます。

そのためにも、様々な会合や集まりの中で、是非話題として取り上げていただき、日常的に話される工夫と努力が必要となります。町内会の新年会での挨拶の中でそのことに触れていただくなど、町としても啓発啓蒙に努力していただくと共に、議会としても、町民報告会や、町民説明会などの場において広く呼びかけ、共に考えていく必要があります。

ただ、近年は町内会に加盟しない方がいたり、高齢化により機能しなくなってしまった町内会も出るなど、以前のような住民組織ではなくなってきています。そのことを含めて、今後の自治組織のあり方についても、町民と共に考え議会として今後もしっかりと調査・検討する必要があります。

『脱線現場に流水溝整備へ』

このような見出しで、9月1日の北海道新聞に記事が掲載されました。

8月17日に発生した貨物列車の脱線事故を受け、JR北海道と函館開発建設部、八雲町の3者は、事故原因となった熱田川の氾濫と砂利流出を防ぐため、増水時に水量を分散する流水溝を現場に整備する方針を固めました。

流水溝は、熱田川が9日に氾濫して水が流れたルートにほぼ沿って整備し、砂利流出が起きた現場の下部を通して再び熱田川に合流させる計画です。溝の幅や詳しいルートなどは今後、想定水量などを調査して決める事になっています。工事の開始や完了時期は未定ですが、9月上旬に3者による協議を始める予定です。

貨物列車の脱線事故以来、町や函館開発建設部が応急処置として、増水を食い止めるための既設のコンクリートブロックを土のうなどで強化するなどの対策をとり、JR北海道では、監視カメラの設置も行なっています。

今は安全のため、列車の時速を減速して運転していますが、1日も早く着工し、脱線事故などが起こることがないように、万全な対策をとってほしいと思います。

この日は、落部川、音名川等も氾濫し、農業被害が出ました。上の湯地区では4世帯6人に避難勧告が出され、1世帯が実際に避難しました。落部支所と本庁とが連携し、避難呼びかけが行われました。

最近の気象傾向は天気が良いと思っても、急変するケースが多く、行政・住民共に日頃からの気象変動に対する心構えが重要になります。

(2) 消防体制に関すること

(ア) 八雲町消防団活性化計画に関する調査

消防本部による「消防団活性化計画」は、2011年（平成23年）3月11日の東日本大震災発生により、地域住民の防災に対する関心も高まり、今まで以上に消防団への高い期待が寄せられていることから、大規模災害時の消防団の強化充実が必要であるとして、消防団員の確保、訓練、研修等総合的に消防団活動を推進させるために策定されました。

八雲町消防本部は消防職員 55 名（八雲消防署が 41 名、熊石消防署が 14 名）。消防団は総員 260 名。二つの消防団があり、八雲消防団は栄浜から黒岩まで南北 41 キロメートルにわたって 10 箇所に分団があり、177 名で組織されている。熊石消防団は関内から相沼折戸まで 4 つに分団があり、83 名で組織されている。

(H23/12 時点)

市街地・黒岩方面・落部方面の 3 つの地域で災害が発生した場合に、すぐ対応できる現場の指揮・責任者が必要であることから、副団長を 2 名から 3 名体制にして、消防団の防災体制の強化・充実を図ることにした。(H24/3/9 総務常任委員会・消防本部説明)

※平成 25 年は消防団総員 256 名、平均年齢は 42 歳。

消防団は、自分達の住む地域は自分達で守るという精神から、職業を持つかたわら、いざ災害が発生したならば、現場に駆けつけ、消火、救助、警戒など、災害に対応した活動を行い、地域に密着した災害対応機関として重要な役割を担っています。

しかし、全国各地で大規模災害が起きる度に地域住民の消防団に寄せる期待が高まる一方で、消防団員の減少、高齢化等が進行しており、消防団活動の制約が懸念されています。

青年層の消防団活動への参加については、消防団に対する意識の低下、ライフスタイルの多様化等により、消防団への希望者が減少しています。消防団の必要性、活動等の理解を得る必要があるため、町内会、消防団員の友人関係への働きかけを積極的に行い、消防団員確保に努めることが課題です。

消防団員はボランティア的性格のものであるとはいえ、その活動には消防団員自身の使命感と家族の協力により支えられて成り立っているものです。消防団員の福利厚生及び報酬等の充実配慮を求めます。

(イ) 消防団・大規模災害対応マニュアルに関する調査

3. 11 の東日本大震災では、被災地での救助活動中に消防団員も多数、犠牲者が出ました。そのことを教訓に風水害、地震、津波などの大規模災害が発生した場合における消防団組織として、消防団員一人ひとりがとるべき基本行動を示すためにマニュアル化されました。すべての消防団員が自己及び家族の安全確保を図り、組織としての活動を地域の実情にあった形で、現有する消防力を最大限に発揮させることが目的です。

八雲地区は震度5弱以上の地震が発生した場合、各団員は自主的に参集すること。熊石地域は J-ARART により自動的に防災行政無線放送が流れた場合は自主的に参集すること。津波警報発令時は、八雲地区はサイレンの吹鳴により参集、熊石地区は防災行政無線放送（3回繰り返す）等多様な手段を活用して団員を招集するなど、地域性の違いも考慮されています。各分団それぞれ団員の職業構成や地域性によって、活動内容等に多少の違いが生じると考えられ、各分団ごとに協議し、細則を作成することと規定されています。

津波の場合の活動可能時間にも違いがあり、八雲では浸水想定地域内では、退避開始から完了まで 20 分、安全予備時間 10 分として、津波到達予測時刻の 30 分前とされていることや、熊石では津波到達予想時間が 12 分～14 分と短いことから浸水予想地域から直ちに避難することが記されています。

いずれにしても八雲町防災計画に基づき活動し、活動時には自己の安全管理を含め人命最優先で避難誘導に努め、町内会の協力により避難誘導が十分に行われている場合は、救出・消火作業等に重点をおく事が規定されています。平常時の災害対策と合わせて、災害が冬期間や夜間に発生した場合の対策や体制をシミュレーションして、具体的にどう行動するか想定しておく事が必須課題であると考えます。

以上、本委員会の調査報告といたします。